第４章　環境の保全等への取り組みの展開

ここでは、分野別環境目標の実現をはかるために、市が進める環境施策とその基本的な取り組みの方向を示しています。

具体的な取り組みや事業については、第２次日光市総合計画や実施計画との連携をはかり、本計画の進捗状況、関連計画・事業などとの調整を踏まえ、必要に応じて見直すなど、適切な推進に努めるものとします。

計画における構成

●分野別環境目標

環境目標１	**安全・安心な生活環境の確保** 安全で安心して暮らせる快適な環境の確保に向けて
環境目標２	**自然共生社会の構築** かけがえのない自然を楽しみ・育み・つなぐ社会に向けて
環境目標３	**資源循環型社会の構築** 環境への負荷の少ない資源循環型社会に向けて
環境目標４	**低炭素社会の構築** エネルギーを有効活用する環境にやさしい社会に向けて
環境目標５	**環境学習・環境交流の推進** 環境に学び、楽しみ・育み・つなぐ多彩な交流づくりに向けて

●環境目標ごとの構成

１　現状と課題
- 分野ごとの環境の現状や取り組みの実施状況、市民・事業者・子どもの環境意識など
- 環境の保全等に向けた今後の課題や取り組む方向など

２　環境目標の実現に向けた環境施策と主な取り組み内容
- 環境施策と取り組み内容を一覧的に整理
  環境施策の推進の目安となる政策指標などは「第５章重点的取り組みの推進」に掲載
- 関連施策の具体的な取り組みや事業などの方向性と主たる内容

３　関連する計画
- 環境施策の推進に密接に関連する市の関連計画など
  （計画の推進、進行管理に際して、連携や調整をはかる主な関連計画）

関連するＳＤＧｓの目標

環境目標１　安全・安心な生活環境の確保
安全で安心して暮らせる快適な環境の確保に向けて

1　現状と課題

安全できれいな空気・水・土は、私たちが健康で安心して生活や事業活動を営む上での基本的な権利のひとつです。そして、持続可能な社会の実現に向けて、自然共生社会や資源循環型社会、低炭素社会などに共通する基盤となる環境条件です。

日光市は、さわやかな空気ときれいな星空、清らかな水や清流、豊かな森や作物を生み出す土など、良好な環境が形成され、市民のみならず、滞在者にも快適で安心できる環境をもたらしています。このため、空気・水・土の環境汚染を未然に防止し、安全・安心な生活環境の確保をはかる必要があります。

【現状】

- 日光市は、鬼怒川や渡良瀬川の２つの水系の上流域に位置し、自然豊かな源流域が広がり、おいしい水など豊かで優れた水環境を形成しています。
- 大谷川により形成された豊かな地下水を有する今市扇状地をはじめ、市内には数多くの湧水があり、地表に湧出した水は、良好な水辺環境をはじめ、古くから生活・産業を支えています。
- 河川・湖沼の水質は、一部の河川を除くと環境基準に適合し、大気環境もオキシダントを除く各項目とも適合しているなど、良好な生活環境が形成されています。
- 私たちの生活にはさまざまな化学物質が使用されており、国・県では化学物質排出移動量届出制度により環境への排出状況の把握と情報提供をおこなっています。
- 世界的に貴重な自然と歴史的文化遺産の保護、喫煙マナーと環境美化意識の向上、市民などの安全・安心かつ快適な生活環境の確保をはかることを目的に、平成 28 年（2016 年）４月に改正「日光市屋外喫煙防止条例」が施行されました。
- 平成 23 年（2011 年）の東日本大震災での原子力発電所事故による放射性物質の飛散に対し、日光市では除染対策の実施のほか、大気中放射線量を継続的に測定し、監視しています。
- 東日本大震災や記録的な豪雨災害の多発生などに伴い、安全・安心な生活環境の確保に対する関心が高くなっています。
- 農林業従事者の減少や高齢化、里山林の利用低下などに伴い、里地里山の荒廃をはじめ、野生動物生息環境の変化による森林・農地の鳥獣被害や生活空間での目撃も増大しています。

【課題】

- 日光市の快適な生活環境を支えている大気環境や水環境、土壌・地下水環境をより良好な状態で保全し、将来世代に継承する必要があります。
- 生活型公害である騒音・振動、悪臭などを未然に防止し、安全で安心して暮らせる快適な生活環境を確保することが重要です。
- 生活排水について、下水道への接続促進、単独処理浄化槽やし尿汲取り世帯への合併処理浄化槽の導入促進などが課題となっています。
- 放射線量の監視と情報提供を継続する必要があります。
- 地球温暖化など気候変動による気温上昇や極端現象の多発、生態系や自然環境、健康への影響などへの対策が、持続可能な社会の実現に向けた課題となっています。
- 私たちの日常生活で使用されている有害な化学物質についての理解を深め、適正な使用と管理が進められるよう普及啓発が重要です。
- 野生鳥獣による被害を軽減し、自然と共生した生活環境の確保が求められています。
- 市民・小中学生・事業者に対する環境意識調査では、ごみのポイ捨てや歩きタバコ・屋外喫煙、自然災害などへの関心が高く、安全・安全な生活環境の確保と一体となった環境保全への取り組みが求められています。

2　環境目標の実現に向けた取り組みの方向と主な内容

1－1　水質汚濁の防止

河川や湖沼、地下水の水質を保全し、市民・事業者・滞在者が、安心して暮らしや活動ができ、日光のおいしい水や豊かな水との多彩なふれあいが楽しめるようにします。

【取り組みの方向と主な内容】

1-1-1	河川・湖沼などの水質保全
・	河川や湖沼の水質測定や調査による水質の監視と対策の推進
・	土壌・地下水汚染状況の把握と発生源対策の推進
・	市民との協働による身近な河川での水生生物水質調査、湧水ボランティアによる湧水の水質分析や監視活動の推進
・	河川愛護の普及と水辺などの清掃・環境美化活動の促進
・	安全・安心でおいしい水の安定供給
・	水辺の自然環境の保全と育成など自然の浄化機能の再生
・	県や流域の自治体との連携による対策の強化
1-1-2	生活排水処理対策の推進
・	下水道整備区域での下水道への加入促進
・	下水道未整備区域での合併処理浄化槽の普及促進
・	公共下水道の整備推進と施設の維持管理・水質保全
・	河川・水路への生活排水や汚染物質の流入防止、家庭で実践できる水質保全への取り組みの普及

1-1-3	事業所の水質保全対策の推進
	・ 事業所やゴルフ場などからの排水の監視と適切な対策・指導
	・ 事業所における自主的な排水の調査・監視、排水の適正処理など汚染防止対策の促進

１－２　快適な生活環境の実現

良好な大気環境の維持・保全、騒音・振動や悪臭の防止など、水質汚濁の防止と一体となって、健康的で快適な生活環境を実現します。

【取り組みの方向と主な内容】

1-2-1	大気環境の保全ときれいな星空の確保
	・ 次世代自動車の普及による自動車排ガスや騒音対策の促進
	・ 大気浄化・粉じん飛散防止など森林機能の活用と保全・育成
	・ 光害*防止ときれいな星空の確保
	・ 大気汚染対策や空気を汚さない取り組みの推進
	・ ごみ焼却や野焼きの防止
1-2-2	騒音・振動・悪臭対策などの推進
	・ 廃棄物の適正処理による悪臭防止の推進
	・ 工場・事業所での騒音・振動、悪臭防止対策の推進
	・ 近隣騒音や悪臭など生活型公害の防止と啓発
1-2-3	監視・観測・指導の推進
	・ 光化学スモッグ*注意報、微小粒子状物質*注意喚起などの情報提供
	・ 県や近隣自治体との連携による監視や対策の推進
1-2-4	環境保全協定締結による環境保全の推進
	・ 事業場との環境保全協定による環境保全対策の推進

１－３　安全・安心な暮らしの確保

安全で、健康的に安心して暮らせる快適な生活環境の確保に向け、日常生活や産業活動における環境負荷を低減させるとともに、地域環境の変化、有害な化学物質の漏洩、自然災害や事故などに伴う環境面からのさまざまなリスクの低減に努めます。

【取り組みの方向と主な内容】

1-3-1	化学物質による環境リスクの低減
・	有害な化学物質やその適正な使用や管理に関する情報の提供
・	危険物や有害物質を使用・保管する事業所と地域の人々とのリスクコミュニケーション*の促進
1-3-2	屋外喫煙の防止による快適環境の確保と環境資源の保護
・	屋外喫煙防止条例の重点区域での普及啓発の強化
・	喫煙マナーの普及啓発
1-3-3	野生鳥獣被害対策の推進
・	里地里山の有効活用と保全・再生など、野生鳥獣による被害の防止
・	鳥獣被害の誘因除去や予防対策、鳥獣管理対策などの推進
1-3-4	放射性物質による汚染の監視
・	原子力発電所事故に伴い飛散した放射性物質による汚染への対応
・	大気・水・土壌・農産物の放射線量などのモニタリング*と情報提供

１－４　気候変動の影響への適応の推進（第６章参照）

地球温暖化など気候変動による気温の上昇や極端な気象現象の頻発など、熱中症や健康への影響、自然環境や生態系への影響、極端な集中豪雨による自然災害の発生などが懸念されています。現在、地球温暖化が進んでいるため、気候変動の影響についての調査結果や情報を収集し、適応に向けて計画的に取り組みます。

【取り組みの方向と主な内容】

1-4-1	気候変動に伴う影響と適応対策の検討　　（第６章参照）
・	気候変動による影響についての普及啓発
・	市域における気候変動への適応対策の推進

３　関連計画

施策番号	関連計画など
1-1	奥日光清流清湖保全計画、水道事業経営健全化計画、水道事業検査計画、生活排水処理構想・事業計画、下水道事業経営健全化計画、他
1-2	市役所環境配慮率先行動計画、一般廃棄物処理基本計画・実施計画、生活排水処理構想・事業計画、光化学スモッグ対策取扱要領、環境保全協定実施要領、他
1-3	除染実施計画、水道水質検査計画、他
1-4	地域気候変動適応計画（第６章参照）、地域防災計画、水防計画、国民保護計画、都市計画マスタープラン、観光振興計画、商工業振興計画、日光市健康にっこう21計画　他

関連するＳＤＧｓの目標

環境目標２　自然共生社会の構築
かけがえのない自然を楽しみ・育み・つなぐ社会に向けて

1　現状と課題

日光市は、日光国立公園が広がり、ラムサール条約登録湿地「奥日光の湿原」や特別保護地区に代表される四季折々の多彩な自然景観を形成する自然環境をはじめ、生物の多様性や自然に育まれた歴史文化など、優れた環境資源に恵まれています。

市内全域にまたがる「連続する森林地帯」は、亜寒帯から温帯までの多様な植生からなり、多彩で豊かな自然環境や自然景観を形成しています。森林は、水源かん養*や国土の保全、快適な環境の形成、保健・レクリエーション、文化の維持・継承、生物多様性の保全、地球温暖化の防止、木材などの生産など、多面的な機能を発揮し、人々が豊かに生活する上で大切なものとなっています。

【現状】

- 市内には、鬼怒川水系の男鹿川・湯西川・鬼怒川・大谷川と渡良瀬川水系の源流域があり、河川や地下水を育み、豊かでおいしい水資源と四季折々の彩りと変化に富む水辺環境を形成し、地域の自然や生活・産業に多くの恵みをもたらしています。
- 多彩で豊かな自然環境が生活空間まで連続し、良好な里地里山環境が形成され、古くから活用し、守り、育んでいます。
- 首都圏に近接することもあり、早くから環境資源を活用した保養・観光が盛んで、毎年、国内外から 1,000 万人以上の観光客が来訪しています。
- 平成 22 年（2010 年）の生物多様性条約第 10 回締約国会議を踏まえ、国では「生物多様性国家戦略 2012-2020」を策定し、生物多様性と自然共生社会のあり方を示しました。県では「生物多様性とちぎ戦略」を策定し、里地里山や河川・湿地の保全再生、生物多様性を支える人づくりなどに取り組んでいます。
- 日光市では、貴重で優れた自然環境とのふれあいを楽しみ・育み・つないでいくため、ラムサール条約登録湿地「奥日光の湿原」環境学習ハンドブックの作成や「日光水のある風景百選」の選定と発信など、水の多彩な恵みとふれあいづくりを進めています。
- 奥日光清流清湖保全協議会による奥日光清流清湖フォトコンテストや湯ノ湖コナカダモ*刈取り、足尾源流の森再生、日光市レッドリスト*の作成、湧水ボランティアによる湧水調査、外来種*対策など、優れた自然環境の保全・再生・活用に向けた取り組みを、市民や市民団体、関連機関と連携して進めています。
- 県では、豊かな水や空気を育み安全で安心できる県土をつくり、地球温暖化の防止にも貢献するなどのさまざまな働きを持っている森林を、県民全体の理解と協力の下に守り育て、元気な森を引き継いでいくため、平成 20 年（2008 年）4 月に「とちぎの元気な森づくり県民税」を導入し、長年手入れされていなかった森林の整備など、森林の若返りを進めています。

【課題】

- 近年、人口減少・高齢化の進展、農林業の担い手の減少など、里地里山の農林地の維持管理が困難になっています。
- 先人たちから引き継がれてきた豊かで優れた自然環境や自然景観をより良好な状態にし、次の世代に引き継ぐことが大切です。
- 連続する広大な森林や里地里山が有している水源かん養や自然災害防止、二酸化炭素吸収などの多面的な機能を守り・育むためには、森林の循環利用を促進し、適切な活用と一体となった整備・管理をはかる必要があります。
- 河川の源流域や地下水かん養域の自然や森林が果たしている水源かん養などの多面的機能の保全・向上をはかるとともに、恵み豊かな水資源や水辺環境を活用し、日光の水資源・水循環に対する理解を深めることが大切です。
- 地球規模で生物多様性が低下しているなか、今後、地球温暖化の進行に伴い、日光市でも生物多様性への影響が懸念されています。良好な生態系がもたらす多様な恵みを将来にわたって享受できることが求められています。
- 子どもたちは、日光にすむいろいろな生物を見てみたい、生物がすむ環境を守る活動をしたいと関心が高いです。日光市の自然や生物とのふれあいを通して、こうした子どもの頃からの関心を育み、理解を深めていくことが重要です。
- 絶滅危惧種など希少な生物の生息環境の保全・再生が求められています。
- 有害鳥獣などの生息域拡大による被害への対応が必要です。
- 外来種による生物多様性や生活環境への影響を防ぐ対策が必要です。
- 少子高齢化と人口減少に伴い、豊かな自然環境や水環境を守る市民活動、ボランティア活動への参加者の減少も考えられ、今後、他の分野や地域・滞在者との連携強化など、自然や地域の人々とのふれあい・体験を楽しみながら、自然環境を守り・育てるしくみづくりが課題です。
- 森林経営に関する人材の育成、担い手の確保など、森林を維持する課題もあげられています。

2　環境目標の実現に向けた施策の方向と主な内容

2－1　優れた自然環境や自然景観の継承

ラムサール条約登録湿地「奥日光の湿原」や国立公園、県立自然公園、自然環境保全地域などの優れた自然環境や生物多様性、自然景観などの保護・保全と活用を進め、継承します。

【取り組みの方向と主な内容】

2-1-1	奥日光の湿原や日光国立公園などの優れた自然環境や自然景観の保護・保全と活用による継承
・	貴重で優れた自然環境を有する地域の自然とのふれあい・環境学習を楽しむツール作成と情報提供
・	国・県、研究機関、自然環境保全や体験活動を行っている地域・団体・市民・滞在者との連携の強化
・	利用者目線での施設の再整備

２－２　恵み豊かな水資源・水辺の保全

日光市の水資源や水辺環境は、各地域の自然や景観、歴史文化を育み、暮らしや産業にさまざまな恵みをもたらしています。地域の水源かん養機能の向上と健全な水循環の保全・再生を進めます。

【取り組みの方向と主な内容】

2-2-1	源流域や湧水など多様な水辺環境・水資源の保全
・	源流地域の豊かな自然環境や森林の水源かん養機能の保全と向上
・	水辺や湧水・湿地などの自然環境の保全・再生、地下水かん養機能の保全、水質浄化や汚染防止など、健全な水循環の確保
・	地下水など豊かでおいしい水や地域の優れた水辺環境の保全と活用
・	奥日光清流清湖保全協議会をはじめ、地域の環境や水を守る活動を進めている団体との連携強化と活動への協力支援
・	河川愛護の普及啓発、水辺などの清掃・環境美化活動の促進
・	流域内の都市や人々との交流促進、日光の水環境への理解と協働による水資源の保全と活用の促進
2-2-2	水のある風景百選などの豊かな水資源の活用
・	水のある風景百選の発信
・	水とのふれあいや体験、エコツアー*などへの活用の促進
・	湧水やアクアスポットの活用など豊かな地下水・おいしい水の発信

２－３　環境を支える森林・里地里山の保全と活用

森林や里地里山の環境が果たしている多面的な機能を守り、再生と活用に向けた取り組みを進めます。

【取り組みの方向と主な内容】

2-3-1	森林資源や里地里山の環境保全機能の保全・育成
・	地域の森林が果たしている多面的機能の保全と育成・活用の推進
・	森林や里山林の整備・再生（未来の森整備、里山林の整備） ・足尾地域の植樹・森林再生活動の支援 ・地域や団体、ボランティアの活動への協力と支援
・	農業・農村が有する多面的機能の発揮
2-3-2	森林資源の循環利用の推進
・	農林水産物の地産地消*の推進と普及
・	地元産材活用の推進による森林の保全・整備の促進
・	とちぎの元気な森づくりと連携した取り組みの普及と促進 ・公共施設や集客施設などの木造・木質化の推進 ・地域での森づくり活動や森林学習の推進
・	間伐材や製材廃棄物など木質資源の有効活用

２－４　自然との多彩なふれあいづくり

日光市の豊かで優れた自然環境・生物多様性、里地里山の自然や歴史文化を活かし、市民・滞在者が自然との多彩なふれあいを楽しめる環境をつくります。

【取り組みの方向と主な内容】

2-4-1	自然とふれあえる環境の整備
・	地域の環境特性や資源を活かした自然とのふれあいづくりの推進 ・社会ニーズに対応した自然とのふれあいや体験の発掘と発信 ・地域や民間の環境学習施設や体験の場の活用と連携の推進
・	自然観察や環境学習、自然とのふれあい体験、エコツアーなどを支える指導者・ガイドの育成と活動機会の充実
2-4-2	良好な生態系・生物多様性の保全
・	生物多様性保全の普及啓発
・	生物多様性に関する環境学習の推進
・	希少動植物の保護と啓発、日光市レッドリストの活用
・	特定外来生物*対策の推進

３　関連計画

施策番号	関連計画など
2-1	日光ブランド戦略プラン、観光振興計画、景観計画、他
2-2	観光振興計画、商工業振興計画、森林整備計画、農山漁村活性化計画、協働のまちづくり推進行動計画、他
2-3	森林整備計画、とちぎの元気な森推進事業、農山漁村活性化計画、他
2-4	奥日光清流清湖保全計画、協働のまちづくり推進行動計画、他

関連するＳＤＧｓの目標

環境目標３　資源循環型社会の構築
環境への負荷の少ない資源循環型社会に向けて

1　現状と課題

私たちの周りには物があふれ、まだ使える製品が捨てられるなど、物を大切にする習慣が薄れ、ごみ排出量の増大やごみ質の多様化、ごみや資源物の収集運搬、処理施設の整備などに伴い、廃棄物処理経費が増大してきました。

国では、容器包装や家電、小型家電、食品、建設、自動車などのリサイクル関連法の整備をはじめ、３Ｒ（リデュース・リユース・リサイクル）の推進など、資源循環型社会づくりに取り組んでいます。

ごみ問題は、単に排出された物の処理にとどまらず、物の生産、流通、消費の流れの中で、事業者や市民・滞在者がごみ発生の各段階からの減量化・資源化など、資源循環型社会の構築に向けた取り組みを協働で進めることが必要です。

【現状】

- 日光市では、ごみの減量化・資源化と処理の適正な推進に向けて「一般廃棄物処理基本計画」を策定し、ごみ分別・資源物回収の促進、リサイクルセンターやクリーンセンターの整備による資源化や最終処分量の減量、３Ｒ運動の普及啓発に努めています。
- 家庭からの資源ごみについては、市で定期的に回収しているほか、地域や子供会などの団体（資源物回収団体*）の協力などにより回収され、再生利用されています。
- 平成 25 年（2013 年）に日光市エコショップ等認定制度*を定め、ごみの減量化・資源化や省エネルギーに積極的に取り組む市内の事業所をエコショップ、エコレストランエコオフィス、エコホテルとして認定・周知し、資源循環型社会の構築をめざしています。
- ごみ処理施設の整備・高度化や事業系ごみの減量化の遅れなど、市民一人当たりのごみ排出量やごみ処理経費が増加しているため、平成 30 年（2018 年）4 月 1 日より家庭ごみの有料化と事業系ごみ処理手数料の改定をおこない、一層のごみ減量・資源化に努めています。
- 子どもや市民の関心が高いごみのポイ捨てや散乱ごみについて、多くの市民や団体が参加して毎年 2 回全市クリーン大作戦を実施しているほか、クリーンパートナー制度による道路・公園などの公共施設の美化活動を推進しています。

【課題】

- 私たちの生活や産業活動に大量に使用されているプラスチックが、ごみとして海洋に流出し、マイクロプラスチックとなり、地球規模で海洋生態系に深刻な影響を与えていることが問題となっています。
- 我が国では毎年約 600 万トンの食べ物が捨てられていると推計され、食品ロスが大きな問題となっています。
- ごみの一層の減量化・資源化を進めるためには、市民・事業者が連携して３Ｒが進められる資源循環型社会を構築する必要があります。そのため、３Ｒの普及啓発と３Ｒを支える社会のしくみづくりが課題となっています。
- 家庭からのごみの減量化・資源化に向けて、ごみ分別の徹底と回収拠点の充実、資源物回収を効率的に進める必要があります。人口減少・高齢化に伴い、高齢過疎集落やごみ出し困難世帯の増加、資源物回収団体の活動低下などが課題となっています。
- ごみの減量に向けて、ライフスタイルの転換と普及が課題です。
- 家庭からの庭木やせん定枝葉のリサイクルを推進する必要があります。
- 今後、高齢化・人口減少の急速な進行に伴い、ごみの収集・処理体制の見直しや廃棄物処理施設の適切な維持管理、処理施設で発生する熱や電気などのエネルギーの有効活用など、資源循環型社会を支える基盤整備が課題になると考えられます。
- 市民などの関心の高い散乱ごみの解消に向け、市民にも滞在者にも快適で清潔で環境づくりを進めていく必要があります。
- 増加する空き家や空き地などの雑草処理やごみ放置問題などへの対策と適正な管理が求められています。
- 増大する自然災害に対応して、災害時の廃棄物の迅速な処理と再生利用の推進、処理体制の確立が求められています。
- 原子力発電所事故により貯蔵されている汚染廃棄物の適正・安全処理が課題となっています。

2　環境目標の実現に向けた施策の方向と主な内容

3－1　ごみ減量化・資源化の推進（３Ｒの推進）

３Ｒの普及啓発と取り組みを促進し、一層のごみの減量化・資源化を進め、資源循環型社会の構築をはかります。また、プラスチックによる環境汚染防止や食品ロス問題などへの普及啓発と取り組みを進めます。

【取り組みの方向と主な内容】

3-1-1	３Ｒ（リデュース・リユース・リサイクル）の推進
・	３Ｒの普及啓発
・	マイバッグ*活用などレジ袋や過剰包装の抑制、量り売りや詰め替え、リターナブル容器*などの製品の活用促進
・	フリーマーケット*やガレージセールなど、不用品リユースの促進
・	使用頻度の低い製品などのレンタルやシェアリングの普及
・	グリーン購入*などリサイクル製品利用の普及
・	各種リサイクル法にもとづく資源循環利用の促進
・	生ごみの堆肥化や水切りの徹底、エコクッキング*など生ごみの減量化促進
・	家庭からの庭木・せん定枝葉のリサイクルの促進
3-1-2	エコショップなど環境にやさしい事業活動の促進
・	事業系ごみ減量化の推進、家庭系ごみへの混入防止
・	プラスチックごみの減量に向けた取り組みの促進
・	３Ｒに配慮した製品の製造・販売、修理、製品回収とリサイクルの促進
・	市民・滞在者の３Ｒ行動への支援など日光市エコショップ等認定制度の普及促進
3-1-3	食品ロス対策の推進
・	食品ロス問題の普及啓発と家庭での取り組みの促進
・	宴会時の食べきり運動の普及啓発

3－2　ごみの適正処理（分別・資源物回収など）の推進

ごみの分別の徹底、資源物回収やごみ収集体制の整備、収集ごみや回収された資源物の適正処理を推進します。また、資源物回収団体や廃棄物監視員の活動支援をはじめ、ごみ出し困難世帯へのふれあい収集などを推進します。

【取り組みの方向と主な内容】

3-2-1	分別徹底と収集体制の整備
・	ごみの分別やごみ出しルールの普及、収集体制の整備と収集の効率化の推進
・	資源物回収拠点や資源回収体制の整備・充実
・	雑がみ・びん・缶類など資源ごみの分別徹底と回収の推進
・	高齢化など、ごみ出し困難世帯増加への対応の検討と推進
3-2-2	資源物回収団体などの活動支援
・	資源物回収団体活動の支援、団体活動困難地区での資源物回収対策の推進
・	ごみステーションへの不法投棄・不適正利用防止活動の推進

3-2-3	事業系ごみの分別と適正処理の推進
・	事業所におけるごみの分別の徹底と適正処理の促進
・	事業系ごみの家庭ごみへの混入の防止
3-2-4	災害時廃棄物処理対策の推進
・	非常災害時における災害廃棄物の円滑・迅速な処理に向けた体制整備と対策の推進

3－3　廃棄物処理施設の適切な整備と運営管理

廃棄物処理施設の適切な維持管理と施設の延命化をはかります。また、廃棄物のエネルギー資源としての活用を推進します。

【取り組みの方向と主な内容】

3-3-1	廃棄物処理施設などの適切な整備と運営管理
・	広域的な資源循環・廃棄物処理対策、人口減少などの社会情勢の変化に応じた廃棄物処理施設などの見直しや適切な施設整備と運営管理の効率化
3-3-2	廃棄物のエネルギー資源としての活用
・	ごみ焼却施設などで発生する熱・電気などのエネルギーの有効活用
・	下水汚泥や食品廃棄物など廃棄物系バイオマス*の有効活用

3－4　不法投棄の防止・環境美化活動の推進

廃棄物の不法投棄や空き缶などのポイ捨て防止、市民・事業者との協働による環境美化・清掃活動を推進し、ごみが散乱しない清潔で美しいまちをつくります。

【取り組みの方向と主な内容】

3-4-1	不法投棄・ポイ捨て防止の推進
・	廃棄物の不法投棄防止の普及啓発、監視パトロールの推進
・	不法投棄廃棄物の回収
・	空き缶などポイ捨て防止の普及と防止対策の推進
3-4-2	環境美化・清掃活動の推進
・	全市クリーン大作戦の推進
・	環境美化委員との連携による地域における自主的な清掃活動の促進
・	日光市クリーンパートナー制度の普及と参加促進
3-4-3	空き家・空き地の環境保全の推進
・	空き家や空き地などによる環境問題への対応と対策の推進

3　関連計画

施策番号	関連計画など
3-1	一般廃棄物処理基本計画、ごみ減量化等実施指針、消費生活基本計画、食育推進計画-元気いっぱいにっこう食育プラン、他
3-2	一般廃棄物処理基本計画・実施計画、分別収集計画、地域防災計画、他
3-3	一般廃棄物処理基本計画・実施計画、他
3-4	一般廃棄物処理基本計画、協働のまちづくり推進行動計画、空家等対策計画、他

関連するＳＤＧｓの目標

環境目標４　低炭素社会の構築
エネルギーを有効活用する環境にやさしい社会に向けて

1　現状と課題

産業革命以降の化石燃料を燃やしたエネルギーの大量使用、科学技術や経済の成長に伴い、大気中の二酸化炭素などが増加して温室効果が強まり、地上から放射される熱を吸収・再放出して一層大気を温めることにより、地表付近の気温がこれまで以上に上昇しています。これを地球温暖化といいます。

平成 25 年（2013 年）の IPCC*（気候変動に関する政府間パネル）では、『20 世紀半ば以降の温暖化の原因は人間活動の可能性が極めて高い。1986～2005 年を基準とした 2081～2100 年における世界平均地上気温の変化は、温室効果ガスの排出量が最大となるシナリオで 2.6～4.8℃の範囲に上昇する可能性が高い。』と報告されました。

また、ここ数十年、気候変動の影響が全大陸と海洋において、自然生態系や人間社会にさまざまな影響を与えているとしています。私たちが暮らす日本でも、集中豪雨などの異常気象の増加、水量や水質など水資源への影響、動植物の生息域変化、農作物への影響、熱中症や感染症など健康への影響などが生じています。

【現状】

- わが国では、平成 23 年（2011 年）の東日本大震災・原子力発電所事故により、節電などの省エネ意識の普及、再生可能エネルギー固定価格買取制度による太陽光発電設置が急速に進みました。
- 平成 27 年（2015 年）の気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において、気温上昇を産業革命前と比較して 1.5℃以内にし、21 世紀後半に世界の温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを目標とした「パリ協定」が採択されました。
- 国では、『令和 12 年度（2030 年度）に温室効果ガス排出量を平成 25 年度（2013 年度）比▲26%（平成 17 年度（2005 年度）比▲25.4%）の水準にする。』ことをめざしています。平成 28 年（2016 年）に「地球温暖化対策計画」を、平成 30 年（2018 年）に「気候変動適応計画」を定め、地球温暖化の抑制と適応の両面から対策を進めることにしました。
- 市内から排出されるエネルギー起源ＣO2 排出量は、平成 2 年度（1990 年度）以降一貫して増加してきましたが、平成 25 年度（2013 年度）以降減少の兆しも見られます。部門別排出割合は業務部門が最も多く、次いで産業部門で合わせて 7 割以上を占めています。
- 日光市では、家庭・事業所からのＣO_2排出抑制に向け、地球温暖化に関する情報の提供、ライトダウンキャンペーンの実施をはじめ、環境家計簿*モニターやエコドライブ*の普及啓発、エコアイデア募集、「うちエココンテスト」など、省エネルギー対策の普及啓発を進めています。
- 平成 29 年度（2017 年度）より、再生可能エネルギーの安定利用と災害時での活用を目的に「非常時対応型低炭素設備導入費補助金」を創設し、電気自動車や電気自動

車等充給電システム、住宅用蓄電システムの導入費用を助成しています。

- 県が実施するＣＯＯＬ ＣＨＯＩＣＥとちぎ共同宣言に参加し、ＣＯＯＬ ＣＨＯＩＣＥ運動の普及と推進に取り組んでいます。

【参考】「COOL CHOICE（クールチョイス）」とは、令和 12 年度（2030 年度）に温室効果ガスの排出量を平成 25 年度（2013 年度）比で 26%削減するという目標達成のため、脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え・サービスの利用・ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資する「賢い選択」をしていこうという取り組み（国民運動）のこと。

- 日光市の事務事業からの温室効果ガス排出量削減に向け、「日光市役所環境配慮率先行動計画」を策定し、職員一人ひとりが環境への意識を高め、環境負荷を軽減するとともに、市施設への再生可能エネルギー設備導入などに取り組んでいます。
- 再生可能エネルギーの活用について、平成 30 年（2018 年）に「日光市太陽光発電設備設置事業と地域環境との調和に関する条例」を施行し、事業用太陽光発電設備の設置による環境への影響が抑えられるようはかっています。

【課題】

- 地球温暖化は世界全体共通の課題であるだけでなく、日光市にもさまざまな影響が考えられるなど、一層の温暖化対策（抑制と適応）の推進が重要な課題です。そのため、市民・事業者・滞在者・市の一人ひとりが温室効果ガス排出削減に向けて、さらなる取り組みを進めていくとともに、環境負荷の少ないコンパクトなまちづくりを進め、早急に脱炭素・低炭素社会を構築する必要があります。
- わが国では、平成 23 年（2011 年）の東日本大震災・原子力発電所事故により、火力発電依存が増加するなど二酸化炭素排出量が増加しています。また、大規模太陽光発電施設の設置による地域環境への影響なども問題になっています。
- 日光市では、事業所や家庭からの温室効果ガス排出量が増加してきています。
- 家庭や事業所におけるＣＯＯＬ ＣＨＯＩＣＥを積極的に進め、一人ひとりのライフスタイルをいかに転換し、低炭素化できるかが課題です。
- 公共施設などの適正配置や環境負荷の少ない道路・交通網の整備など、コンパクトなまちづくりが重要な課題となっています。
- 里地里山の森林などが果たしている二酸化炭素吸収などの役割を保全・向上し、積極的に活用していくことが大切です。
- 太陽光発電などの再生可能エネルギーは自然条件により発電量が変化することから、安定供給と効率的な利用が重要です。また、大規模な太陽光発電設備設置に際しては、地域の自然環境や生活環境への影響を低減するなど、未然防止に努めることが必要です。
- 今後、耐用年数が切れる太陽光発電パネルが増大することから、パネルのリサイクル対策が課題となっています。
- 日光市では、中山間地域が広がり、集落などが点在しているため、災害時の電源確保と再生可能エネルギーの安定活用に向け、分散型エネルギーづくりを進める必要があります。

3　環境目標の実現に向けた施策の方向と主な内容

4－1　環境にやさしい暮らしや事業活動の促進

日常生活や事業活動において、一人ひとりが省資源・省エネルギーに取り組み、二酸化炭素排出を抑制する必要があります。このため、各主体へのＣＯＯＬ CHOICE の普及啓発を進め、市民・事業者・滞在者・市が連携した取り組みを進めます。

【取り組みの方向と主な内容】

4-1-1	COOL CHOICE の普及啓発（地球温暖化についての意識啓発）
・	地球温暖化についての環境教育・環境学習の推進、情報の発信
・	COOL CHOICE 運動の普及
4-1-2	エコライフの促進（家庭での COOL CHOICE の取り組みの促進）
・	家庭でのエネルギー使用量のチェックと省エネ対策・行動の促進
・	低炭素社会づくりに向けたライフスタイルの選択と取り組みの普及
・	省エネ家電製品の買い換えやサービス活用時などにおける低炭素化の促進
・	エコハウスの取得や低炭素化に向けた住宅改修の促進
4-1-3	環境に配慮した観光･産業活動の促進
・	事業所での環境マネジメントシステム（ＥＭＳ）*導入によるエネルギー利用管理など、エネルギーの有効活用と省エネ対策の促進
・	公共交通機関や次世代自動車*を利用した観光の促進
・	温泉熱を利用した設備導入の促進
・	事業所での製品の製造・流通・販売・使用、サービスの提供や利用による低炭素化の促進

４－２　環境負荷の少ないまちづくりの推進

地域からの温室効果ガス排出抑制に向けて、交通、業務・商業施設、居住地域が適正に配置され、エネルギーの効率的利用がなされる環境負荷の少ないまちづくりを進めます。また、市域に広がる森林などの保全・育成・活用により CO_2 吸収源としての機能の向上をはかります。

【取り組みの方向と主な内容】

4-2-1	環境にやさしい交通・自動車利用の推進
・	エコドライブの普及啓発
・	電気自動車（EV）などの次世代自動車の普及
・	鉄道・バスなどの公共交通機関の利用環境向上と利用促進
・	交通流の円滑化、自転車利用環境の向上などに配慮した道路整備の推進
4-2-2	コンパクトなまちづくりの推進
・	地域のエネルギー利用効率の改善に留意した公共施設などの適正配置や適正な土地利用の推進
・	ネットゼロエネルギービル（ZEB）の普及
4-2-3	LED 照明の活用
・	家庭や事業所での LED 照明の活用、街路灯などへの LED 照明の適切な導入
4-2-4	吸収源対策の推進
・	CO_2 吸収源としての機能向上に留意した森林の保全・育成・活用

【参考】ZEB とは、Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、「ゼブ」と呼ぶ。快適な室内環境を実現しながら、省エネルギーにより使うエネルギーを減らし、再生可能エネルギーなどの活用により使う分のエネルギーをつくることで、エネルギー消費量を正味（ネット）でゼロにすることを目指した建物のこと。

４－３　地域環境と調和した再生可能エネルギー活用の推進

低炭素社会づくりに向けて、太陽光や太陽熱をはじめ、日光市の豊かな環境資源などを活かした中小水力発電、温泉熱などの再生可能エネルギー活用に向けた取り組みを進めます。また、災害時での電源確保など分散型エネルギーづくりや地域環境との調和をはかります。

【取り組みの方向と主な内容】

4-3-1	再生可能エネルギーの適正利用
・	地域特性や環境に留意した再生可能エネルギー活用の促進
・	中小水力発電や温泉熱などの再生可能エネルギーの活用促進
・	事業用太陽光発電設備の設置の適正化
4-3-2	蓄電池活用などエネルギーの有効利用
・	家庭用蓄電池の普及など、家庭でのエネルギーの有効利用の促進
・	蓄電設備と一体となった再生可能エネルギー設備設置によるエネルギーの安定供給の促進
4-3-3	分散型エネルギーの整備
・	再生可能エネルギーと蓄電設備、ＥＶなどの次世代自動車の普及と災害時の電源確保など、分散型エネルギーづくりの推進
・	再生可能エネルギーの地産地消など地域エネルギーづくりの推進

４－４　地球温暖化防止対策の推進（地球温暖化対策実行計画の推進）

環境にやさしい暮らしや事業活動の促進、低炭素型まちづくりや環境と調和した再生可能エネルギー活用の推進、本計画や日光市役所環境配慮率先行動計画の実行など、市域からの温室効果ガスの排出抑制と排出量削減に向けた取り組みを積極的に推進します。

また、こうした取り組みと一体となって、気候変動による影響への適応に向けた取り組みを進めます。

【取り組みの方向と主な内容】

4-4-1	市域からの温室効果ガス排出削減の推進
・	市域から排出される温室効果ガス排出特性の継続的把握
・	市域から排出される温室効果ガス削減目標の検討と削減対策の推進
4-4-2	市の事務事業による温室効果ガス排出削減の推進
・	市の事務事業による温室効果ガス排出量の把握と削減対策の推進
・	市の施設などへの再生可能エネルギー設備、蓄電設備の導入推進
・	職員の省資源・省エネルギー行動の率先実行
4-4-3	地球温暖化への適応の推進（第６章参照）

３　関連計画

施策番号	市の主な関連計画など
4-1	地球温暖化対策実行計画(区域施策編)（第５章重点的取り組み３参照） 日光市役所環境配慮率先行動計画、公共施設マネジメント計画、観光振興計画、 地域公共交通網形成計画、住生活基本計画、他
4-2	地球温暖化対策実行計画(区域施策編)、日光市役所環境配慮率先行動計画、 都市計画マスタープラン、都市再生整備計画、地域公共交通網形成計画、 公共施設マネジメント計画、森林整備計画、他
4-3	地球温暖化対策実行計画(区域施策編)、日光市役所環境配慮率先行動計画、 再生可能エネルギー推進基本方針、公共施設マネジメント計画、地域防災計画、 住生活基本計画、他
4-4	地球温暖化対策実行計画(区域施策編)、日光市役所環境配慮率先行動計画、 地域気候変動適応計画（第６章参照）、他

関連するＳＤＧｓの目標

環境目標５　環境学習・環境交流の推進
環境に学び、楽しみ・育み・つなぐ多彩な交流づくりに向けて

1　現状と課題

日光市の環境資源は、四季折々の彩りを見せる優れた自然環境だけでなく、歴史文化、景観、温泉など多彩かつ豊富で、国の内外から毎年 1,000 万人を超える観光客が訪れています。

環境資源を適切に活用することは、環境を良好な状態で次の世代に引き継ぐことになります。市民・滞在者が日光市の優れた自然・歴史文化とのふれあいを通して、自然や環境について学び、交流することで、地域の環境や環境の保全について相互に理解を深め、自主的な行動や再訪、地域の環境保全につながります。

地球温暖化をはじめとする地球環境問題から地域のさまざまな環境問題は、私たち一人ひとりの暮らしや経済活動からの環境負荷に起因しています。このことを自覚し、一人ひとりがライフスタイルを見直し、より環境への負荷の少ないライフスタイルに自ら転換する必要があります。

そして、こうした取り組みは、幅広く多くの人との連携や協力によって、その効果がより大きなものとなります。

【現状】

- 国では、平成 30 年（2018 年）6 月に「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」を見直し、地域や民間企業が取り組む「体験の機会の場」を「地域や国を越えた交流の拠点」として位置づけ、活用し、人の交流促進、成長につながる学びの提供、地域や企業の魅力の再認識を通じて、持続可能な社会の実現をめざしています。
- 日光市では、平成 20 年（2008 年）４月に「日光市まちづくり基本条例」を施行し、条例の基本理念「共有・参画・協働」に基づいて、市民一人ひとりが持つ多様な価値観を尊重しながら、住民自治の実現（市民が主役のまちづくり）に取り組んでいます。
- 第１次環境基本計画おいて「環境にっこうの輪プロジェクト」として、日光環境学習センターの整備や環境学習会開催、自然観察や体験学習の推進など、環境学習機会の充実に努めてきました。
- 環境教育・環境学習、環境保全行動の推進に向けて、市民・事業者・市が協働して取り組むことが重要です。このため、日光市では、奥日光清流清湖保全協議会や湧水ボランティア、資源回収団体、自然観察員などの活動をはじめ、全市クリーン大作戦や日光市クリーンパートナー活動、日光市エコショップなど、さまざま活動を協働で取り組んでいます。
- 地域の環境の現状や課題、環境保全への取り組み状況などの情報を共有するため、環境に関するさまざまな情報を提供しています。

【課題】

- 環境問題を解決するためには、一人ひとりが身の周りの生活に係る規範意識の醸成だけでなく、持続可能な社会づくりに主体的に参加しようとする意欲を育成することが課題です。
- 市民・事業者の環境意識調査における、今後、優先する必要があると考える取り組みは、「自然に親しめる環境の充実」や「子どもの環境教育・学習」であり、その適切な推進が期待されています。
- 環境はさまざまな分野にまたがり、環境教育・環境学習や自然とのふれあい・体験学習を進めるためには、学校・家庭・地域の連携と協力、適切な環境学習教材の充実をはじめ、各分野の知識や経験を有する幅広い人々の協力が必要です。
- 少子高齢化・人口減少が進む中、先人の知識や経験を活かすとともに、継承するためのしくみづくりが課題となっています。
- 地域の自然や暮らしにふれあい・体験できる場を活かし、環境学習や環境交流の場としての活用と連携の強化をはかる必要があります。

2　環境目標の実現に向けた施策の方向と主な内容

5－1　環境学習や自然とのふれあい・体験を支える人材・団体の育成

環境学習をはじめ、自然とのふれあいや体験、環境保全活動を指導・ガイドする人材・団体の育成と活動機会を充実します。

【取り組みの方向と主な内容】

5-1-1	自然とのふれあいを支える人材・団体の育成
・	環境保全活動などを実践している市民・市民団体、関係機関の協力
・	環境学習や自然とのふれあい・体験などを指導・ガイドする人材・団体の育成
5-1-2	指導者・ガイドなどの活動機会の充実
・	子どもや市民・滞在者の自然とのふれあいや体験の場など環境学習機会の充実と参加促進
・	地域や市民団体との連携による活動の支援
・	エコツーリズムやグリーンツーリズム*などの普及

5－2　環境教育・環境学習の充実

日光市の多彩で豊かな環境資源を活かし、自然とのふれあいや体験、環境保全活動を通した環境教育・環境学習機会の充実をはかり、環境への関心と参加意欲を高めます。

【取り組みの方向と主な内容】

5-2-1	環境教育・環境学習の推進と支援
・	分かりやすい環境情報の整備など環境学習教材の充実
・	学校での環境教育を補佐する指導者・ガイドの派遣支援
・	日光環境学習センターや足尾環境学習センターなどの展示・ふれあい学習機能の充実
・	市民や地域のニーズに対応した環境出前講座*の充実と推進
5-2-2	子どもの自然とのふれあいの推進
・	環境資源を活用した身近に自然とふれあえる環境の整備
・	自然体験機会の充実
・	環境学習・自然体験関連施設の情報発信
5-2-3	食育の推進
・	食品ロスや生ごみの減量など、食育を通した学習の推進

５－３　環境保全活動・環境交流の推進

市民・事業者・滞在者・市が、それぞれの環境に対する立場や役割を相互に理解し、環境パートナーとして協働し、環境交流や環境保全・まちづくり活動が進められる社会をつくります。

【取り組みの方向と主な内容】

5-3-1	環境保全団体の設立・育成と環境保全活動の支援
・	地域や市民団体などによる環境保全・まちづくり活動の推進など、環境交流機会の充実と交流支援
・	幅広い地域や人々との交流や世代の垣根を超えた取り組みの推進
5-3-2	市民・滞在者の環境保全行動への参加促進
・	地域の環境保全活動の周知
・	市民・滞在者のエコアクション*の推進、行動への支援としくみづくり

５－４　環境情報の共有化と発信、情報交流の推進

協働による環境づくりや幅広い環境交流を進める上で、地域の環境や課題、環境づくりの方向などの情報の共有が重要です。そのため、環境に関する情報の整備・充実をはかり、提供します。

また、各主体が、それぞれ環境に対してもっている知識や知恵など、多面的な視点からの情報交流が進む環境づくりを整備・支援します。

【取り組みの方向と主な内容】

5-4-1	環境情報の共有化と発信
・	自然などの環境資源、自然と共生した暮らしや産業に関する情報の整備と提供
・	「広報にっこう」への掲載、インターネットやＳＮＳなどを活用した環境情報の発信
5-4-2	市民・事業者・滞在者などからの環境情報提供のしくみ整備
・	市民や事業者、滞在者が実施した環境調査や環境保全活動への参加体験などの情報発信

3　関連計画

施策番号	関連計画など
5-1	協働のまちづくり推進行動計画、観光振興計画、商工業振興計画、 農山村漁村活性化計画、他
5-2	生涯学習推進構想・基本計画、子ども・子育て支援事業計画 食育推進計画-元気いっぱいにっこう食育プラン、他
5-3	協働のまちづくり推進行動計画、観光振興計画、国際化基本計画、 家庭教育推進計画、他
5-4	観光振興計画、他